

すというふうに答えてしまうけれども、現実にはなかなかこれは十分に行われていないというふうに思いますし、今回の政府の法改正では不十分だと私は思います。

ぜひ、この履行状況についても、またこの十項目についても、現実の調査を含めて検討してほしい、強化してほしいというふうに思います。  
では次に、議員立法のセクハラ禁止法について伺います。

加害者が、被害者の性格ならこのくらいの言動は許されるだろうなどと、身勝手な、そしてまた自己本位に思い込んで性的な言動を行い、その結果、被害者が精神的、身体的苦痛も受けるというケースが多いと考えられます。

セクハラ禁止案ではこのようなケースについても禁止の対象としているのでしょうか、お尋ねします。

○尾辻議員 委員御指摘のように、加害者側の身勝手かつ自己本位な思い込みや、性別に関する差別的意識などに基づいて性的な言動が行われ、それによって従業者等が精神的、身体的な苦痛を受けているという事例があると思います。

このような事態が起こらないようにするため、セクシュアルハラスメントを受けた方の感じ方のみによるのではなく、通常であれば苦痛を感じるおそれのある言動であれば禁止の対象とすべきであると考えます。

そこで、セクシュアルハラスメント禁止法案では、禁止の対象とするセクシュアルハラスメントの程度について、精神的又は身体的な苦痛を与え

るおそれのある言動と規定することにより、被害者に対して実際に苦痛を与えることまでを要求せず、社会通念に照らして、性的な言動を受けた方と同様の立場にある従業者等が、同じ状況下において通常であれば苦痛を感じるおそれのある言動を広く対象とすることとしています。

そのため、被害者の性格ならこのくらいの言動は許されるだろうとの思い込みでなされた言動についても、精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれがある場合には本法案における禁止の対象となるものであります。

○大河原委員 これはよくあるんですよね。被害者の方の状況、割にしっかり、強そうに見える、この人だったら大丈夫だろう、被害者の性格、このくらいの言動なら許されるだろう、冗談半分だったみたいなの、そういう言いわけが後から聞こえてくるわけですけども、思い込みでなされた言動についても、精神的、身体的な苦痛は相当なものになっていきます。それを本法案では広く捉えて対象とするというお答えですよね。確認させていただきます。

次に、現行の男女雇用機会均等法、これは、セクシュアルハラスメントを対価型と環境型の二つの類型で整理しているわけです。

議員立法のセクハラ禁止法案においては、この禁止の対象としているセクシュアルハラスメント、すなわち業務等における性的加害言動において、この対価型と環境型の両方を対象として含んでいるのかどうか、これについてもお答えください。

○尾辻議員 現行の男女雇用機会均等法で措置義

務の対象となつている対価型、環境型については、セクシュアルハラスメント禁止法で禁止しているセクシュアルハラスメント、すなわち業務等における性的加害言動の定義において、精神的又は身体的な苦痛を与えるおそれの例示として明記をしております。

そのため、現行の男女雇用機会均等法の対価型と環境型についても禁止の対象としております。

○大河原委員 この対価型、環境型というのはなかなかわかりにくい表現だと思うんですが、恐れ入りますが、提案者、これを少しわかりやすく説明してください。セクハラ禁止法の中でこれが定義づけられている、そのところをもう少しお話をいただけるとありがたいんですが、どうでしょうか。

○尾辻議員 今回の私たちのセクハラ禁止法においても対価型と環境型というのを例示としてやっているというところで、これは現行の男女雇用機会均等法でも同じであるというところであります。ですので、今、現状、男女雇用機会均等法で示されているものと同じものをこちらとしても例示として含むということ提示をしているということになります。

○大河原委員 今の法律の中に書いてあるものと同じものを適用するというところで、わかりました。それでは、セクハラ禁止法の検討規定におきまして、国に対し、セクシュアルハラスメントの被害者の司法を通じた救済のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを義務づけています。その趣旨とはどのような

なものでしょうか。

○尾辻議員 セクシユアルハラスメントの被害を受けた方々が裁判を起こすことについては、費用や時間がかかること、二次被害のおそれがあること、明確な証拠を示すことが難しい場合が多いことなどの理由により、非常にハードルが高いものであると認識しております。

また、セクシユアルハラスメントの被害救済としては、現状では主に民法の不法行為に基づく損害賠償請求が用いられていますが、そもそも、この不法行為に基づく損害賠償請求という枠組みについては、金銭的救済が前提となり、最終的にはお金で解決できるとの加害者の認識につながりやすく、被害者にとって真の救済につながっていないことや、セクシユアルハラスメントの被害者であるにもかかわらず、被害を回避できなかったのではないかなどとして被害者側の落ち度を問われ、過失相殺が認められてしまうなどといった極めて重要な問題が指摘されているところです。

さらに、裁判の過程で二次被害が発生している点については、裁判所が積極的かつ主体的に、被害者が二次被害を受けないように十分な配慮を行うことが不可欠であり、研修などを通じた裁判官のジェンダー意識の向上が必要であると考えております。

このような観点から、司法的救済が被害者にとって使いやすく、また真の救済につながるものとなるよう、国は、民法の不法行為とは異なる、新たな被害救済や損害賠償請求の仕組みの創設を含めた司法的救済のあり方等を検討し、その結果に

基づいて必要な措置を講ずる必要があります。

そこで、セクシユアルハラスメント禁止法案では、附則においてその旨の検討規定を設けております。

○大河原委員 参考人の質疑のときにも参考人からいろいろな事例も出されておりましたけれども特に、セクハラ問題で裁判を起こすというのは、そもそも被害に遭っている人が、本当に費用も時間もかけて、傷ついた体で相手に向かう、そしてその裁判の過程の中で、過失相殺、あなたの方に過失があったんじゃないかと根掘り葉掘り聞かれて二次被害に遭う、こういうことを通常、これまで見続けてきたということがあって、この司法の裁き方、このプロセス、本当にひどいものだというふうに思います。海外の事例などからは完全な人権侵害というふうにも思うほどのプロセスがあると思っております。

セクハラ禁止法、議員提案のものについては、附則で、被害者の司法を通じた救済のあり方を検討するというのがついておりまして、私はここに大きな期待を持っています。

このところ出ている裁判所の判決にも、私たちは、裁判官の研修、こういったものも本当に優先的に、強力求めていきたいと思えますし、政府としても、そして司法としても、ぜひこれを早期に実現をしてほしい。

そして、裁判官の男女比率も、最高裁、女性の裁判官は一人になってしまいました。とんでもないことだと私は思っています。

政府におかれては、今回、この法律、私は、ま

だまだ生半可で、最終的な救済に至らない、こうした法案をつくるべきの本当の真の目的は、被害者をしっかり守り、そして、その人の再生に向けて支援を行うことだと思います。その点については、ぜひこの法律の欠陥を受けとめて、そして、議員立法で提案されております種々の修正、ここにも目配りをして、ぜひ、修正をする、あるいは出し直す、もう一度世論の声をしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。そして、新法の方には、附則を実現する、この司法の解決のあり方、この検討について実際に市民の声をよく聞いてほしいというふうに希望いたします。

時間が来ましたので、終了させていただきます。ありがとうございます。